



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（福祉・援護課）…………… 1
- 告 示
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 5
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 5
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 5
- 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課）…………… 6
- 一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 6
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）… 6

規 則

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 4月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第63号

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第172号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和47年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの対象）

第2条 生活福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、次に掲げる世帯とする。ただし、第1号に掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は福祉資金及び教育支援資金に、第2号及び第3号に掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は福祉資金に、第4号に掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は総合支援資金に、第5号に掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は不動産担保型生活資金に、第6号に掲げる世帯に対し貸し付ける資金の種類は要保護世帯向け不動産担保型生活資金に限るものとする。

(1) 資金の貸付けに併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（以下「低所得世帯」という。）

(2) 次に掲げる者の属する世帯（以下「障害者世帯」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のある者

イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の対象となる障害福祉サービスに係る給付

その他の支援を受けている等これと同程度と認められる者を含む。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けている等これと同程度と認められる者を含む。)

- (3) 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯（以下「高齢者世帯」という。）
(4) 生活費その他の費用に係る資金を必要とする低所得世帯であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。

イ 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）の本人確認が可能であること。

ウ 現に住居を有していること又は都道府県若しくは市町村が行う住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当の支給の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。

エ 貸付け後においても、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）及び関係機関から継続的な援助及び指導を受けることに同意し、かつ、貸付け及び支援を受けることにより自立した生活を営めることが見込まれ、貸付金を償還することができる見込みがあること。

- (5) 借入申込者が単独で所有している土地及びこれに定着する建物（いずれも賃借権その他の利用権及び抵当権その他の担保権が設定されていないものに限る。以下「土地等」という。）を居住の用に供している世帯（借入申込者の同居の配偶者が連帯借受人（借入申込者とともに連帯債務を負担する借受人をいう。以下同じ。）となる場合は、借入申込者と当該配偶者が共有している土地等を居住の用に供している世帯を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 借入申込者が当該建物に居住していること。

イ 借入申込者に、配偶者、借入申込者の父母又は配偶者の父母以外の同居者がいないこと。

ウ 借入申込者及びその同居者が原則として65歳以上であること。

エ 借入申込者及びその同居者が原則として市町村民税を課されていないこと。

- (6) 借入申込者が単独で所有している土地等（おおむね500万円以上の資産価値のものに限る。）を居住の用に供している世帯（借入申込者の同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、借入申込者と当該配偶者が共有している土地等（おおむね500万円以上の資産価値のものに限る。）を居住の用に供している世帯を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しているもの

ア 借入申込者が当該建物に居住していること。

イ 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること。

ウ 借入申込者の属する世帯が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けを受けなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項に規定する保護の実施機関が認めた世帯であること。

（貸付けに関する業務方法）

第3条 条例第5条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 貸付資金の種類、貸付金額の限度、据置期間及び貸付金の償還期限は、別表のとおりとすること。
(2) 貸付金の償還は、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については据置期間の終了時に一括して償還するものとし、その他の貸付金については年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、貸付資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。
(3) 貸付資金の貸付利率は、次に掲げる資金の区分に応じ、それぞれに定める利率とすること。ただし、就職し、転職し、就学し、又は技能を習得するための福祉費（連帯借受人が加わる場合に限る。）及び緊急小口資金、教育支援資金並びにア及びイに掲げる資金以外の資金については無利子とする。
ア 不動産担保型生活資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金を含む。） 協議会の会長が年度ごとに定める利率
イ その他の資金（連帯保証人を立てない場合で、かつ、据置期間経過後に限る。） 年1.5パーセント
(4) 不動産担保型生活資金を貸付ける場合は、連帯保証人を立てさせるものとする。
(5) 協議会の会長は、借受人が貸付金を定められた償還期限までに償還しなかったとき（災害その他やむを得ない理由があると認められたときを除く。）は、延滞元金につき年10.75パーセントの率をもって

当該償還期限の翌日から支払いをした日までの日数により計算した延滞利子を徴収すること。ただし、協議会の会長は、元金及び貸付利子が償還され、延滞利子のみが未納となっている場合で、当該延滞利子の額がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

- (6) 就職し、転職し、就学し、若しくは技能を習得するための福祉費又は教育支援資金の貸付けについては、その就職し、転職し、就学し、若しくは技能を習得する者が借受人でない場合は、これらの者を連帯借受人として加わらせること。この場合において、これらの者が借受人となった場合は、主として生計を維持している者を連帯借受人として加わらせるものとする。
- (7) 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金を貸し付ける場合は、貸付けを受けようとする者に協議会の会長のために所有している居住用不動産について根抵当権を設定し、その登記をさせなければならない。
- (8) 協議会の会長は、借受人が死亡その他やむを得ない事情により、貸付金を償還できなくなったと認められるときは、知事の承認を得て当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること。

(補助金の返還)

第4条 条例第5条第4号の規定による補助金の返還は、協議会が生活福祉資金貸付事業を廃止したときにおける未貸付金の額及びその後において支払を受けた償還金の額を限度として行う。

2 協議会は、前項の場合においては、未貸付金については生活福祉資金貸付事業の廃止後直ちに、その後において支払を受けた償還金については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに返還しなければならない。

- (1) 4月1日から9月30日までに支払を受けたもの 10月10日
- (2) 10月1日から翌年の3月31日までに支払を受けたもの 翌年の4月10日

(生活福祉資金貸付事業の廃止の場合の報告)

第5条 条例第3条の規定により補助金の交付を受けた協議会は、生活福祉資金貸付事業を廃止したときは、速やかに現に貸し付けている貸付金の貸付状況及び償還計画を知事に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則に基づく貸付金については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

資金の種類		貸付金額の限度	据置期間	据置期間経過後の償還期間
総合支援資金	生活支援費	月額200,000円(単身世帯は月額150,000円)以内で12月を限度とする。	最終の貸付けの日から6月以内	20年以内
	住宅入居費	400,000円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終の貸付けの日)から6月以内	
	一時生活再建費	600,000円以内		
福祉資金	福祉費	5,800,000円以内	貸付けの日(分割に	20年以内

			よる交付の場合には、最終の貸付けの日) から6月以内	
	緊急小口資金	100,000円以内	貸付けの日から2月以内	8月以内
教育支援資金	教育支援費	次に定めるところによる。 ア 高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下同じ。) 月額35,000円以内 イ 高等専門学校 月額60,000円以内 ウ 短期大学(専修学校の専門課程を含む。以下同じ。) 月額60,000円以内 エ 大学 月額65,000円以内	当該教育支援資金の貸付けにより、就学した者が高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学を卒業した後6月以内	20年以内
	就学支度費	500,000円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	次に定めるところによる。 ア 総額は、借入申込者が現に居住している建物及び土地のうち当該土地の評価額の7割を標準として会長が定める額を限度とすること。 イ 1月あたりの額は、300,000円以内で契約により定める額とすること。	契約の終了後3月以内	なし
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	次に定めるところによる。 ア 総額は、借入申込者が現に所有している居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として会長が定		

		<p>める額を限度とすること。 イ 1月当たりの額は、借入申込世帯の最低生活費その他の事情を勘案し、保護の実施機関が定める額の範囲内で契約により定める額とすること。</p>		
--	--	--	--	--

注 災害を受けた者に対して総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

告 示

沖縄県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年4月2日から同月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 104号線
- 2 供用開始の区間 恩納村字安富祖1216番2から恩納村字安富祖1051番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月2日

沖縄県告示第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市
 (2) 基本測量を実施した期間 平成24年5月14日から平成25年3月13日まで
 (3) 作業種類 基本測量（基線場改測作業）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市、糸満市、南城市、北谷町、南大東村及び北大東村
 (2) 基本測量を実施した期間 平成24年5月14日から平成25年3月13日まで
 (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 3 (1) 基本測量を実施した地域 糸満市
 (2) 基本測量を実施した期間 平成24年5月14日から平成25年3月13日まで
 (3) 作業種類 基本測量（電子基準点付属標取付け作業）
- 4 (1) 基本測量を実施した地域 東村、西原町、伊平屋村及び伊是名村
 (2) 基本測量を実施した期間 平成24年5月14日から平成25年3月13日まで
 (3) 作業種類 基本測量（復旧測量作業）

沖縄県告示第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施した地域 中頭郡読谷村字伊良皆
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年10月16日から平成25年3月11日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

沖縄県告示第232号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成25年4月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・宜38号上大謝名公園
- 3 事業施行期間 平成25年4月2日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 宜野湾市大謝名二丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第233号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定により、次のとおり一定の一団の土地の区域(以下「対象区域」という。)内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年4月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 対象区域 石垣市字名蔵元名蔵967番1
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成25年3月22日 沖縄県指令土第328号

沖縄県告示第234号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域(以下「公告認定対象区域」という。)内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年4月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公告認定対象区域 石垣市字宮良1053番40ほか44筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成25年3月22日 沖縄県指令土第327号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---